



豊土第193号
平成19年5月2日

国土交通省道路局長 殿

豊明市長 相羽英勝



中期的な計画の作成にあたっての意見について (回答)
平成19年4月2日付け国道企第114号の依頼については、別紙のとおり
です。

道路整備に関する意見

1. 地域の道路整備の促進

国が関与する幹線道路に比べ、圧倒的に整備が遅れている県道・市町村道など地域の幹線道路の整備促進を図ること。地域の活性化のためには、地域内の都市計画道路などの整備を進め、国の関与する幹線道路までのアクセスをよくし、地域内のネットワークを整備することが重要である。

2. 渋滞対策の促進

渋滞による経済損失は莫大なものとなっている。効果的な道路網の整備や踏切・主要交差点の立体交差化などにより、渋滞解消をはかること。

また、貨物車の荷捌きスペース、時間調整スペースなど駐停車場所を確保して、既存の道路は移動場所として最大限に活用できるようにして、道路の量をむやみに増やすことなく渋滞をなくすこと。

これからの労働力人口の減少が必須の時代、渋滞のない道路整備が効率的な社会構造を整備する上で必要不可欠であると考えます。

3. 交通安全対策の促進

国の関与する幹線道路でもなく、純粋な生活道路でもないような地域のミニ幹線道路について、歩車の分離を図るなど、交通安全対策を進める。

4. 適切な維持管理体制の整備

計画的な維持管理により、道路・橋梁の長寿命化を図ることが重要であり、維持管理が不十分な市町村の中小橋梁等の構造物にも、必要な予算を確保できるように、補助制度の充実をはかること。

5. 受益者負担の原則の遵守

受益者負担の原則による道路特定財源制度は国民の理解を得た優れた制度と考える。1千万人を超す自動車ユーザーの反対署名を無視した、特定財源の一般財源化は道路行政の信頼を失う原因となっている。

国に比べ遅れている地方の道路整備を促進するために、道路特定財源の地方への財源委譲をすすめること。また、補助制度の充実を図ること。